

集配局の廃止再編計画に反対する意見書

日本郵政公社は、2007年10月の完全民営化を前に、来年3月までに1048の集配局を無集配局とする再編合理化を行うとしている。無集配局とされる1048の大半は、離島や中山間地、過疎地の郵便局であり、地域住民の日常生活に必要な郵便物の集配や金融サービスなど生活基盤サービスを提供するにとどまらず、安心安全なまちづくりに貢献するとともに、地域住民の交流の場としても活用されている。地域から若者が減少し、高齢化が急速に進むもとの、地域の郵便局の存在は一層重要となっている。

採算性のみを重視したこの合理化計画が実施されると、郵便物の配達にとどまらず、貯金や保険、「ひまわりサービス」など現在の郵便局サービスが低下することとなり、住民の不安が高まっている。また、郵便局機能の縮小は、郵便局員や家族の減少にもつながり、地域経済に与える打撃は極めて大きく、地域の過疎化に繋がることも懸念される。

このような地域の実情と住民の声を無視した統廃合計画は、「民営化すればサービスが良くなる」「サービスは低下させない」などの国会答弁に反するものとなっている。

よって、政府においては、地域住民の合意と納得を得ないもとの集配局廃止が行われることのないよう、以下の事項の実現に特段の努力を求めるものである。

記

1. 地域住民の合意と納得を得ない集配局の廃止再編は行わないこと
2. 離島や僻地、中山間地の郵便局を維持し、現在の集配局機能を存続すること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成18年9月20日

福島県伊達市議会議長 滝澤福吉

内閣総理大臣
総務大臣 様